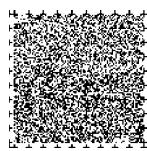


特集



条例を作った目的は？

障害を理由とする差別をなくし、障害に対する理解を深めることで、障害のある人が障害のない人と同様に日常生活を過ごし、社会活動や経済活動、文化活動に参加できる社会づくりを進めることを目的として制定しました。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由とする差別には以下の2つがあります。

1 障害を理由とする不利益な取扱い

障害があるというだけで、障害のない人と異なる取扱いをすること。

例えば…

障害を理由として入店を拒否したり、不当に高い料金を取るなど、障害を理由として拒否、制限、条件の付加をすることが該当します。

9つの分野で具体的な不利益な取扱いを定めました

福祉サービス

医療

商品の販売・
サービスの提供

労働・雇用

教育

公共的施設

交通機関

不動産取引

情報の提供など

2 合理的配慮の不提供

障害のある人から、障害のある人にとって障壁となっているものを取り除いてくれるよう依頼され、そのことが重い負担でもないので、障壁を取り除くことについて必要な配慮をしないこと。

例えば…

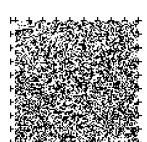
聴覚障害者の方のために筆談に応じたり、視覚障害者の方のために、文字情報を読み上げるといった配慮を提供しないことが該当します。

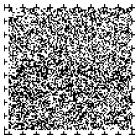
障害のある人にとての障壁とは…？

- ・事物（通行しにくい通路、利用しにくい施設、設備など）
- ・制度（利用しにくい制度など）
- ・慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ・観念（障害のある人への偏見など）

平成26年10月1日から
「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」

が施行されます





「不利益な取扱い」をしたり、「合理的配慮」をしなかったら、 どんな場合でも「差別」になりますか？

すべてが「差別」に当たるとは言えません。

例えば、施設や公共交通機関などを利用する際に、その構造上やむを得ないと認められる場合、障害のある人の生命や身体の保護のため、やむを得ないと認められる場合など、合理的な理由がある場合は該当しません。

また、「合理的配慮」については、障害のある人から求めがあっても、過度な負担となる場合は該当しません。

障害を理由とする差別を受けたら？

県の相談員、お住まいの市町村、または各種相談窓口にご相談ください。

助言や話し合いで問題解決を図ります。

また、下記の相談窓口では、障害者くらし安心相談員が相談をお受けします。

他にも、お住まいの市町村、地域振興局・支庁、鹿児島地方法務局・支局、全国共通人権相談ダイヤル、鹿児島労働局、障害者110番など各種相談窓口もご利用いただけます。

障害者くらし安心相談窓口（平成26年10月1日からスタート）

相談窓口	電話番号 FAX	受付時間
県庁障害福祉課 (障害者権利擁護センター)	099-286-5110 099-286-5558	月～金 9：00～16：00
大隅地域振興局地域保健福祉課	0994-52-2108 0994-52-2110	月～金 9：00～16：00
大島支庁地域保健福祉課	0997-57-7222 0997-57-7251	月～金 9：00～16：00

【条例に関するお問合せ先】

鹿児島県保健福祉部障害福祉課

TEL:099-286-2749 FAX:099-286-5558

E-mail:s-jiritsu@pref.kagoshima.lg.jp

